

北海道立道民活動センター条例

平成3年7月29日

北海道条例第14号

(設置)

第1条 道民自らの創意や活力が活かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図るため、北海道立道民活動センター（以下「道民活動センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道民活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立道民活動センター	札幌市

(事業)

第3条 道民活動センターは、次の事業を行う。

- (1) 道民活動センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動に関し必要な支援を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 道民活動センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開館時間)

第6条 道民活動センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後9時30分まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 道民活動センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指

定管理者は、道民活動センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認)

第8条 道民活動センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民活動センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、道民活動センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民活動センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民活動センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認(前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規

則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(指定管理者の指示等)

第13条 指定管理者は、道民活動センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第14条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、道民活動センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民活動センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」と、別表備考2の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考3の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成3年11月14日)

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがなされている北海道立道民活動センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(平成9年4月3日)
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがなされている北海道立道民活動センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがなされている北海道立道民活動センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立道民活動センターの利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の北海道立道民活動センター条例第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北海道立道民活動センター条例第 4 条第 2 項の規定による額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民活動センター（以下「道民活動センター」という。）の施設等の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民活動センターの施設等の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民活動センター条例第 8 条第 1 の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

- 1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（2及び3の表の場合を除く。）

次の表に定める額

区 分	午 前	午 後	夜 間	1 日
ホ ー ル	97,000 円	97,000 円	129,600 円	307,800 円
リ ハ ー サ ル 室	6,200 円	6,200 円	8,100 円	16,900 円
展 示 ホ ー ル				40,900 円
会 議 室	19,000 円	19,000 円	22,900 円	55,400 円
研 修 室	16,900 円	16,900 円	20,500 円	45,500 円

- 2 ホール、会議室、研修室等を利用者が営利又は営業の目的で利用する場合（3の表の場合を除く。）

その利用の区分に応じ、1の事項の規定による額にそれぞれ2を乗じて得た額

- 3 ホール、会議室、研修室等を利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合（入場料等の額（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）が2,000円を超える場合に限る。）

区 分	利用料金の上限額
1 入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用の区分に応じ、1の事項の規定による額にそれぞれ2を乗じて得た額
2 入場料等の額が4,000円以上の場合	その利用の区分に応じ、1の事項の規定による額にそれぞれ3を乗じて得た額

- 4 設備等を利用する場合

1回につき 41,600円

- 5 駐車場を利用する場合

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額		
	午前8時30分から午後9時30分まで		午後9時30分から翌日の午後8時30分まで
	基 本 料 金 (最初の1時間まで)	超 過 料 金	泊 料 金
乗 用 車	460 円	30分につき 230 円	870 円

備 考

- 1 1の表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までとする。
- 2 指定管理者が道民活動センターの運営に支障がないと認めたときは、1の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当

該時間については、1時間として計算するものとする。) 1時間につき、1日利用の場合の1時間当たりの利用料金の上限額に1.3を乗じて得た額とする。

3 指定管理者は、特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができる。

4 駐車場を利用する場合において、駐車時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間について30分として計算するものとする。